

令和6年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

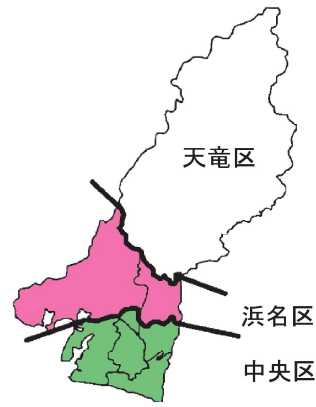
申告期限は令和6年1月31日（水）です。

令和6年1月1日に、行政区が7区から3区に移行します。令和6年度申告（令和6年1月31日申告期限分）からは、新しい区ごとに申告してください。

【令和5年まで】7区



【令和6年から】3区



令和5年12月31日まで		令和6年1月1日から
中区・東区・西区・南区	➡	中央区
北区（三方原地区）※		
北区（三方原地区以外）	➡	浜名区
浜北区		
天竜区	➡	天竜区

※三方原地区：初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町

《目次》

1. 償却資産の概要	1
1-1 償却資産とは	1
1-2 課税対象となる償却資産の種類	1
1-3 償却資産の課税標準額、免税点、税率	2
1-4 課税標準額の算出方法	2
1-5 業種ごとの主な償却資産	3
2. 償却資産の申告について	4
2-1 申告が必要な人	4
2-2 申告の対象となる資産	4
2-3 申告の対象とならない資産	4
2-4 提出していただく書類	5～8
2-5 申告書の入手方法	9
2-6 申告の方法	9
2-7 申告書控えの返送を希望する場合	9
2-8 申告書の提出期限	9
2-9 所有権留保付売買資産の申告義務者	9
2-10 同封の「償却資産種類別明細書」	10
2-11 申告した資産の課税標準額が免税点未満となった場合	10
3. 家屋と償却資産の区分など	11
3-1 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備	11
3-2 賃借人（テナント）が施工した設備	11
3-3 大型特殊自動車	13
3-4 課税標準の特例を受ける資産	14・15
4. 少額減価償却資産の申告には注意が必要です	16
(参考) 国税の取扱いとの主な違い	17
5. 納税義務者の皆様へのお知らせ	18
5-1 申告内容の誤りを見つけたらすぐに修正申告を	18
5-2 申告内容の確認調査へのご理解とご協力を	18
5-3 申告もれ資産の課税について	18
5-4 エルタックスで電子申告を	18
5-5 全国地方公共団体コードの変更について	19
6. 提出書類等の記入例	20～25
7. 耐用年数表(参考)	26・27
8. 個人番号・法人番号について	28

1. 償却資産の概要

1-1 償却資産とは

個人や法人で事業を営んでいる人（工場や商店の経営、農業や漁業などのほか、駐車場やアパートなどの賃貸も含まれます）が、その **事業のために用いている有形固定資産** を償却資産といい、土地、家屋と同じように **固定資産税が課税** されます。

ただし、家庭用の資産や販売用に陳列保管している商品などは含まれません。

また、鉱業権・漁業権などのような無形固定資産、自動車税の対象となっている自動車、軽自動車税の対象となっている軽自動車、小型特殊自動車は、課税の対象とはなりません。

資産の所有者が他の者に貸付け、その貸付先で事業の用に供されている資産は課税対象となります。ただし、その所有者が資産の貸付を事業としている場合は、貸付けられた資産が貸付先で事業の用に供されているか否かにかかわらず課税対象です。

1-2 課税対象となる償却資産の種類

資産の種類		課税対象となる主な資産
1 構築物	構築物	舗装路面・テント倉庫・ビニールハウス・屋外広告塔・擁壁・フェンス・ブロック塀・門・屋外配管・緑化施設・庭園・屋外排水溝・外灯・独立煙突・軌道・岸壁・栈橋・カーポート・自転車置場・外構
	構築物 建物附属設備	建物附属設備 [※P11 3-1 建物附属設備を参照ください。]
		賃借人（テナント）が施工した設備 店舗内造作・給排水電気設備・空調設備 [※P11 3-2 賃借人（テナント）が施工した設備を参照ください。]
2	機械及び装置	各種製造設備・クリーニング設備・機械式駐車設備・印刷設備・太陽光発電装置・ブルドーザーなどの自走式作業用機械装置・大型特殊自動車（建設機械に該当するもの） [※P13 3-3 大型特殊自動車を参照ください。]
3	船舶	漁船・遊漁船・客船・貨物船・工作船・遊覧船・ボート
4	航空機	飛行機・ヘリコプター・グライダー・飛行船
5	車両及び運搬具	フォークリフト・トラクターなど（自動車税・軽自動車税の課税対象を除く）・大型特殊自動車（建設機械以外のもの） [※P13 3-3 大型特殊自動車を参照ください。]
6	工具、器具及び備品	応接セット等の家具・陳列ケース・電気冷蔵庫・ガス機器・室内装飾品・暖房用品・じゅうたん・カーテン・テレビ・カラオケなどの音響機器・電話交換機・放送機器・パソコン・ファックス・複写機などの事務機器・レジスター・金庫・ネオンサイン・医療用機器・理容美容機器・遊戯器具・自動販売機・ルームエアコン

1-3 償却資産の課税標準額、免税点、税率

区 分	説 明
納 税 義 務 者	1月1日現在における償却資産の所有者をいいます。
課 税 標 準 額	課税標準額は1月1日現在の価格で課税台帳に登録された価格をいいます。
免 税 点	全資産の課税標準額の合計額が、150万円未満の場合は課税されません。 免税点の判定は区ごとに行います。
税 率	税率は、100分の1.4です。
税 額	税額は、 課税標準額×税率 で計算します。 (土地・家屋・償却資産の課税標準額を合算し、1,000円未満を切り捨て、それに税率を乗じ100円未満を切り捨てます。)
納 期	年4回(4月・7月・9月・12月)に分けて 、お支払いいただきます。手続きにより、一括支払いも可能です。

1-4 課税標準額の算出方法

申告していただいた資産一つひとつについて、評価額を求め、課税標準額(課税標準の特例を受ける資産(P14・15)は、軽減後の額)とします。評価額は、資産の取得年月、取得価額、耐用年数をもとに、減価残存率表の減価率を用いて計算し、耐用年数を過ぎても取得価額の5%に相当する額に到達するまでの間、減価していきます。

	前年中に取得したもの	前年前に取得したもの
評 価 額	取得価額 × (1 - $\frac{\text{減価率}}{2}$)	前年の評価額 × (1 - 減価率)

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-減価率 2	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-減価率 2	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-減価率 2	前年前取得 1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	10	0.206	0.897	0.794	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	11	0.189	0.905	0.811	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	12	0.175	0.912	0.825	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	17	0.127	0.936	0.873	45	0.050	0.975	0.950

【例】 取得時期 令和2年8月・取得価額400,000円・耐用年数2年の場合

令和3年度・・・400,000円 × 0.658 = 263,200円

令和4年度・・・263,200円 × 0.316 = 83,171円

令和5年度・・・83,171円 × 0.316 = 26,282円

令和6年度・・・26,282円 × 0.316 = 8,305円 < 20,000円

※取得価額の5%(20,000円)より小さくなるため、令和6年度以降の評価額は20,000円

1-5 業種ごとの主な償却資産

業 種	課税対象となる主な資産
共通	門、塀、庭園、舗装路面、テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、レジスター、応接セット、自動販売機、広告看板、ネオンサイン、焼却炉、複写機、パソコン、POSシステム、借店舗内装、太陽光発電設備（屋根材一体型を除く）
駐車場業	機械式駐車場設備、オートロック式駐車設備、受変電設備、ターンテーブル、舗装路面、発券機、料金精算機、ブロック塀、コンクリート塀、フェンス
接客業	カラオケ、ステレオ、ガスレンジ、電子レンジ、じゅうたん、電話設備、洗濯機、自動食器洗浄機、製氷機、放送設備、応接セット
娯楽業	パチンコ器、パチスロ器、自動玉貸機、自動玉磨機、両替機、ゲームマシン
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機
喫茶・飲食店業	借店舗内装、食卓、椅子、業務厨房設備、厨房用品、レジスター、カラオケ、冷蔵庫、ルームエアコン、広告看板、テレビ
理・美容業	理・美容椅子、応接セット、消毒殺菌設備、タオル蒸し器、パーマ器、レジスター、ルームエアコン、サインポール、湯沸し器
農業	ビニールハウス、電動機、ボイラー、歩行型トラクター、穀物収穫調製用機具、飼料作物収穫調製用機具、家畜飼養管理用機具
医(歯)業	手術台、心電図検査機器、電気血圧計、脳波測定器、レントゲン装置、耳鼻科・歯科用ユニット
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、充電器、コンプレッサー、洗車機、シャシルブリケーター、オイルチェンジャー、防火壁、独立キャノピー
木工業	帯鋸、糸鋸、ほぞ取、スライス盤
鉄工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、プレス
建設業	トランシット、ブルドーザー、パワーショベル、コンプレッサー、ポンプ、コンクリートカッター
不動産貸付業	外構工事、舗装路面、下水道工事、屋外給排水、自転車置場工事

耐用年数については、P26・27の耐用年数表を参照ください。

2. 償却資産の申告について

2-1 申告が必要な人

償却資産を所有している人は、地方税法第383条により、毎年1月1日現在の償却資産所有状況を申告していただく必要があります。

(解散・廃業・休業・市外への移転等の場合も申告をお願いします。また、償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。)

2-2 申告の対象となる資産

申告の対象となる資産は、申告する年の1月1日現在、事業に使用することができる**土地及び家屋以外の有形固定資産**で、原則として、取得価額(1個又は1組)が10万円以上(付帯費用含む)の**事業用資産**です。

所得税法または法人税法の所得計算上、償却資産として固定資産勘定に計上した資産(これに類する資産で所得税または法人税を課されない者が有するものを含みます)は、10万円未満の資産でも申告の対象となります。

★次のような資産も事業に使用できる状態であれば申告の対象となります。

- ①租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産
- ②決算期以降に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ③償却済資産(減価償却を終わり、残存価額のみとなっている資産)
- ④建設仮勘定で経理されている資産で、申告する年の1月1日現在完成している資産
- ⑤遊休資産、未稼働資産(いつでも稼働できる状態の資産)
- ⑥簿外資産(帳簿には記載されていないが、所有している資産)
- ⑦追加的支出のうち「改良費(資本的支出)」に該当するもの
- ⑧福利厚生施設・社員研修施設
- ⑨家屋の課税対象ではない簡易な建物や構築物(例えば簡易物置、自転車置場、立体駐車場、テントハウス、賃貸住宅に附設した外構設備・駐車場舗装等)

2-3 申告の対象とならない資産

次のような資産は、課税の対象外です。**申告の必要はありません。**

- ①一括償却資産 ※P16 を参照ください。
- ②立木、果樹、生物(ただし、観賞用・興行用のものは申告の対象になります)
- ③無形固定資産(ソフトウェア、電話加入権、特許権、商標権、営業権など)
- ④劣化資産(冷媒、触媒、熱媒など)
- ⑤ゴルフ場の芝生、商品、貯蔵品、修理用資材
- ⑥自動車税及び軽自動車税の課税対象となっている自動車・軽自動車・小型特殊自動車など
- ⑦ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。

2-4 提出していただく書類

※詳細についてはP6～P8をご覧ください。

申告していただく方	提出書類・様式		
	償却資産申告書	種類別明細書	
	第26号様式・緑色	別表1・緑色 増加資産・全資産用	別表2・赤色 減少資産用
はじめて申告する方 ※詳しくは、P6「①全資産の申告【はじめて申告する場合】」をご覧ください。	○	○	/
前年度申告された方で増加資産又は減少資産のある方 ※詳しくは、P6「②増加または減少した資産の申告【前年度も申告している場合】」をご覧ください。	○	○	○
前年度申告された方で増加資産及び減少資産のない方	○ ※申告書の「18.備考欄」の「2.増減なし」に○を付けてください。	○ ※電算申告の場合のみ必要	/
廃業等又は資産所在地を区外に移転された方	○ ※申告書の「18.備考」欄の「4.廃業・解散・転出」の内、該当するところに○を付けてその起因日を記入してください。	/	○
償却資産を所有されていない方	○ ※申告書の「18.備考」欄の「3.該当資産なし」に○を付けてください。	/	/

①全資産の申告【はじめて申告する場合】

申告対象者	今回送付した申告書用紙に「 <u>全資産申告</u> 」と記載されている方 (前年(令和5年)中に浜松市の各区で新たに事業を始めた方など)
申告する資産	令和6年1月1日現在、 <u>浜松市各区</u> に所在し、事業の用に供することができる <u>全ての資産</u> <u>償却資産の多少にかかわらず、必ず申告をお願いします。</u>
提出する書類	A. <u>償却資産申告書</u> (第26号様式) 緑色 B. <u>種類別明細書</u> (第26号様式別表1 全資産用) . . . 緑色

②増加または減少した資産の申告 ※1【前年度も申告している場合】

申告対象者	前年以前から事業を経営しており、今回送付した申告書用紙に「 <u>償却資産種類別明細書</u> 」が同封されている方(令和5年度にも申告している方など)
申告する資産	①令和5年1月2日から令和6年1月1日までに、 <u>増加した資産、浜松市の他の区および市外から移動してきた資産</u> ②令和5年1月1日以前に取得した資産で <u>申告していない資産</u> ③令和5年1月2日から令和6年1月1日までに、 <u>減少した資産、浜松市の他の区および市外へ移動した資産</u>
提出する書類	A. <u>償却資産申告書</u> (第26号様式) 緑色 B. <u>種類別明細書</u> (第26号様式別表1 増加資産用) . . . 緑色 C. <u>種類別明細書</u> (第26号様式別表2 減少資産用) . . . 赤色 ※償却資産に増減がない場合は、償却資産申告書のみ記入のうえ提出してください。

③電算処理による申告 ※2【会計ソフト等により作成した申告書の場合】

申告対象者	自社コンピュータシステム等を利用して申告書を作成する方
申告する資産	令和6年1月1日現在、浜松市各区に所在していて、事業の用に供することができる 全ての資産 毎年度、区ごとに 全ての資産 を申告してください。
提出する書類	<p>A. 償却資産申告書（第26号様式）・・・緑色</p> <p>①浜松市から送付された申告書右上の所有者コードを転記し、浜松市から送付された申告書を添付してください。</p> <p>②価額に関するすべての欄を記入してください。</p> <p>B. 電算処理で作成した種類別明細書</p> <p>①令和6年1月1日現在において浜松市に所在している全ての償却資産について区ごとに種類別明細書を作成し、資産の種類ごとに合計額を出力したものを提出してください。</p> <p>②前年中の増加および減少した資産も、資産の種類ごとに区分して合計額を出力したものを添付してください。</p> <p>③すべての資産について、評価額・課税標準額を必ず記載してください。</p> <p>④課税標準の特例の適用がある資産については、特例率、特例を適用した課税標準額を記載してください。</p> <p>⑤償却可能限度額は、取得価額の95%です。</p> <p>⑥資本的支出にかかると改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体（既存部分）と区別して評価計算を行い、申告してください。</p>

※1 一般方式の申告(増減申告)…初年度は全資産を申告して、翌年以降は増減のあった資産を申告する方式。
(浜松市が「評価額・決定価格・課税標準額」を計算(電算処理)します)

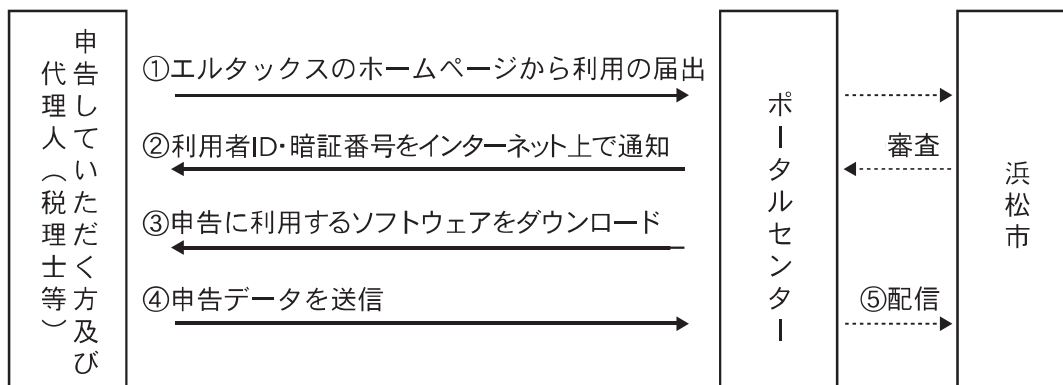
※2 電算方式の申告(電算申告)…毎年、全資産を申告する方式。
(所有者が「評価額・決定価格・課税標準額」を計算(電算処理)します)

④ エルタックス（eLTAX）による電子申告

【インターネットにより申告する場合】

申告対象者	エルタックスで申告する方
申告する資産	(ア) 電子申告を利用して、増加・減少した資産の申告をされる方 「②増加または減少した資産の申告」(P 6)をご覧ください。 (イ) 電子申告を利用して、電算処理による申告をされる方 「③電算処理による申告」(P 7)をご覧ください。
電子申告の際の お願い	①浜松市が送付する申告書の右上欄の 所有者コードを必ず入力して下さい。 ②初めて電子申告をされる方は、 申告書と同封の償却資産種類別明細書をご覧ください 課税除外資産や特例資産の有無を確認後に資産の入力をお願いします。
電子申告の特徴	①オフィスや自宅からインターネットを通じて手続きできます。 ②複数のエルタックス参加団体への申告がまとめて一度にできます。 ③市販の税務・会計ソフトからそのまま申告できます（対応版のみ）。

【電子申告の流れ】



2-5 申告書の入手方法

資産税課償却資産グループまでご連絡ください。郵送でお送りします。
また、浜松市公式Webサイトからダウンロードすることも可能です。

検索エンジン ▶ はままつ ▶ 検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

ホーム ▶ 手続き・くらし ▶ 税金 ▶ 固定資産税・都市計画税 ▶
固定資産税（償却資産） ▶ 様式のダウンロード

以下の様式を、PDF形式またはExcel形式でご利用いただけます。

- ・償却資産申告書（第26号様式）
- ・増加資産・全資産用種別明細書（第26号様式別表1）
- ・減少資産用種別明細書（第26号様式別表2）

2-6 申告の方法

P5～8の2-4「提出していただく書類」記載の書類を**資産の所在する区ごとに作成し**
期限までに**資産税課償却資産グループ**まで提出してください。

（書類の作成にあたってはP20～25の「提出書類等の記入例」を参考にしてください。）

なお、提出する申告書、種別明細書は、“提出用”（1枚目）だけで結構です。

“控用”（複写の2枚目）はお手元に保管しておいてください。

郵送で提出の場合、あて先ラベルが最終ページにありますので、切り取ってご利用
ください。

2-7 申告書控えの返送を希望する場合

申告書を郵送で提出される方で、**受付印を押印した**申告書控えの返送をご希望の場合
は、**必ず返信用封筒と切手を同封**してください。

（返信用封筒と切手がない場合は返送することができません。）

なお、申告書控えに受付印の押印が必要ない場合は、お手元に保管してください。

2-8 申告書の提出期限

申告書の提出期限は1月31日（水）ですが、その直前は大変混み合いますので

1月19日（金）までにご提出くださいますよう、ご協力をお願いします。

2-9 所有権留保付売買資産の申告義務者

割賦（分割）販売などで購入した資産は、原則、買主が申告してください。

2-10 同封の「償却資産種類別明細書」

同封の「償却資産種類別明細書」は「前年度償却資産課税台帳」と同じ資産内容です。償却資産の申告にあたっては、この「償却資産種類別明細書」と、お手元の「固定資産台帳」や「減価償却費計算書」などと照合し、これまでの申告内容について、資産名称、取得年月、取得価額、耐用年数などの点検をしてください。

※「償却資産種類別明細書」に記載されている「特例」欄のコードは、以下の資産を表します。

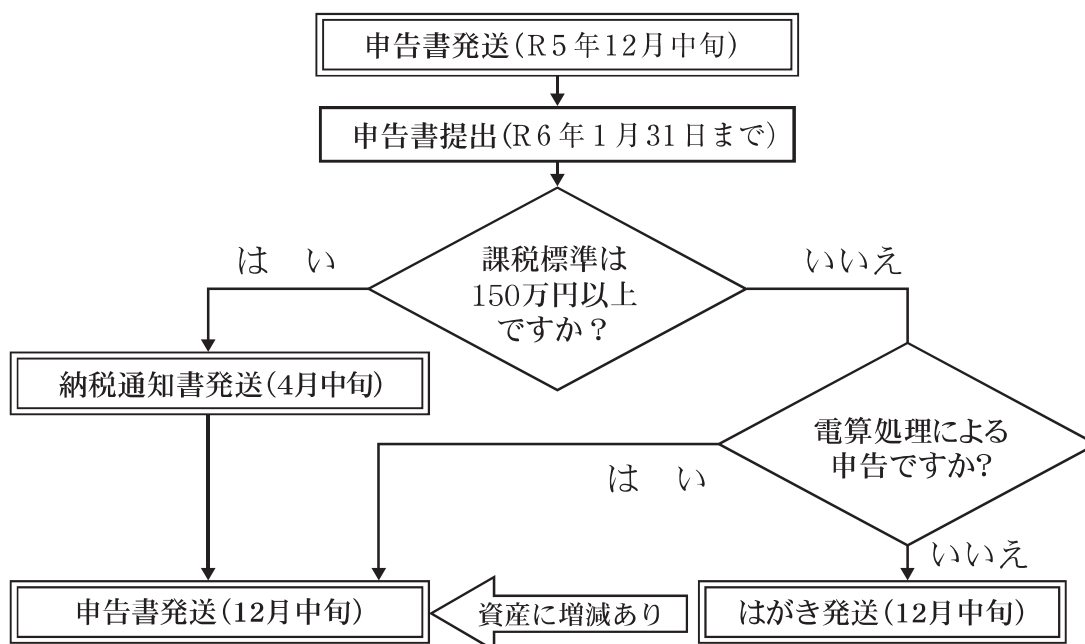
コード	内 容
001	家屋として評価されている建物附属設備 償却資産課税除外
002	家屋評価との調整済の建物附属設備 償却資産課税除外
003	法令による非課税
004	償却資産課税対象でないもの（自動車、コンピューターソフトなど） 課税除外

2-11 申告した資産の課税標準額が免税点未満となった場合

申告していただいた資産の課税標準額が150万円を下回り、**免税点未満**だった場合、来年度は申告書に替えてはがき「**固定資産税（償却資産）の申告について**」をお送りします。このはがきが届いた区について償却資産に増減がない場合には、申告の必要がありません。

ただし、**資産に増減がある場合**、また解散、廃業、休業、市外または浜松市の他の区へ移転した場合は申告の必要があります。申告書をお送りしますので、**資産税課償却資産グループまでご連絡ください。**

また、**免税点未満でも電算処理による申告をされた場合は、来年度の申告が必要です。はがきではなく申告書をお送りします**ので、申告をお願い致します。



3. 家屋と償却資産の区分など

3-1 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分

建物附属設備には、償却資産に該当するものと、家屋に該当するものがあります。次ページに掲げる表を参考に償却資産に該当するものを申告してください。（償却資産か家屋か判別がつかない資産は全て申告し、その旨を摘要欄等に記入してください）

イ 特定の生産又は業務用設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、污水处理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や污水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

3-2 賃借人（テナント）が施工した設備

賃貸ビルや貸店舗などを借り受けて事業をされている方（テナント）が、自分の費用で内装、電気、ガス、その他の設備を施工している場合、それらの資産については、**テナント側から償却資産の申告**をしていただくことになります。

①木造家屋	外壁・内壁・天井・造作・床・建具
②非木造家屋	外周壁骨組・間仕切骨組・外部仕上・内部仕上・床仕上・天井仕上・屋根仕上・建具
③建築設備	電気・ガス・給排水・衛生・空調・防災・運搬設備・その他特殊設備

〈家屋と償却資産の区分表〉

下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	LAN 設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
監視カメラ (ITV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ			◎		◎	
	配管・配線等	○				◎	
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備 (電気温水器・沸湯器用)			◎		◎
		局所式給湯設備 (ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
衛生設備	設備一式 (洗面器、大小便器等)	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン (壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
上記以外の設備		○				◎	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他の設備	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切 (衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式 (門・塀・緑化施設等)		◎		◎	

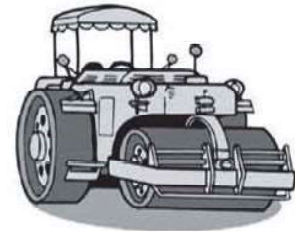
3-3 大型特殊自動車

次の表に掲げる大型特殊自動車は、陸運局への登録の有無にかかわらず、**全てが償却資産の申告対象**です。

大型特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	最高速度	長さ	幅	高さ
一般用 ・ 建設用	ショベルローダ・タイヤローラ・ロードローラ・グレーダ・ロードスタビライザ・スクレーパ・アスファルトフィニッシャ・タイヤドーザ・モータスイーパー・ダンパ・ホイールハンマ・ホイールブレーカ・フォークリフト・フォークローダ・ホイールクレーン・林内作業車 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車・大臣の指定する構造のキャタピラーを有する自動車及び大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	15km/hをこえるもの	4.7mをこえるもの	1.7mをこえるもの	2.8mをこえるもの
農耕 作業用	農耕トラクタ・農業用薬剤散布車・刈取脱穀作業車・田植機及び大臣の指定する農耕作業用自動車	35km/h以上のもの			

1つでも該当すれば
大型特殊自動車
1つも該当しなければ
小型特殊自動車

小型特殊自動車に該当する場合、軽自動車税の対象となりますので、固定資産税(償却資産)の課税対象とはなりません。

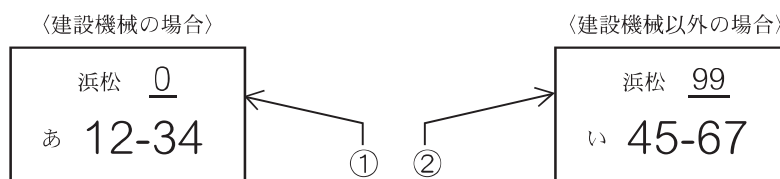


【参考】「分類番号」による大型特殊自動車の判別方法

申告すべき大型特殊自動車は、次の番号のものです。

- ① 「0、00から09及び000から099まで」…大型特殊自動車のうち、建設機械に該当するもの
- ② 「9、90から99及び900から999まで」…大型特殊自動車のうち、建設機械以外のもの

(例)



3-4 課税標準の特例を受ける資産

特定の資産について税負担の軽減を図るため、地方税法で「課税標準の特例」が設けられています。該当する資産を申告する場合は、その資産が特例の該当要件を満たしていることが分かるものを添付してください。その際、種類別明細書の該当資産の摘要欄に「特例対象」と記載してください。

＜課税標準の特例の例＞…ここでは特例の一部を記載しています。
詳しくは資産税課償却資産グループまでご照会ください。

根拠規定		区分	範囲	適用期間	特例率※1
地方税法附則第十五条	第25項第2号イ	再生可能エネルギー発電設備 ※エネルギー源が太陽光	(取得：令和2年4月1日から令和6年3月31日) 「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けて取得し売電していない太陽光発電設備（固定買取制度の認定を受けたものを除く） ※再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書（写し）を添付	取得後3年間	1,000kw以上 3/4
	第25項第1号イ				1,000kw未満 2/3
	①第25項第2号ロ・ハ ②第25項第1号ロ・ハ・ニ ③第25項第3号イ・ロ・ハ	再生可能エネルギー発電設備（固定買取制度の認定を受けて取得した設備） ※エネルギー源が、風力、水力、地熱、バイオマスのものに限る	(取得：令和2年4月1日から令和6年3月31日) ①20kw未満の風力発電設備 5,000kw以上の水力発電設備 ②20kw以上の風力発電設備 1,000kw未満の地熱発電設備 10,000kw以上20,000kw未満のバイオマス発電設備 ③5,000kw未満の水力発電設備 1,000kw以上の地熱発電設備 10,000kw未満のバイオマス発電設備 ※再生可能エネルギー発電設備の認定通知書（写し）を添付	取得後3年間	①3/4 ②2/3 ③1/2
地方税法附則第六十四条（旧第十五条）	第1項（旧第41項）	中小事業者等が認定先端設備等導入計画に基づき取得した設備等 平成30年6月6日から令和5年3月31日までに取得した場合（認定後の取得に限る）	中小事業者等が、中小企業等経営強化法（令和3年6月15日以前は生産性向上特別措置法）により、浜松市（産業振興課）の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、その認定後に新規取得した一定の設備（リース取引の場合も含む）。 ※資産の種類別の取得価額要件 機械及び装置 160万円以上 測定工具及び検査工具 30万円以上 器具及び備品 30万円以上 建物附属設備 60万円以上 （一台又は一基或は一の建物附属設備の額） ※導入計画の認定については、浜松市（産業振興課）のホームページをご参照ください。 ※①認定申請書及び別紙計画書（写し） ②計画の認定書（写し） ③工業会証明書（写し） 【工業会の証明書を認定後に提出した場合】 ④誓約書と誓約書の別紙（写し） 【リース契約の場合】 ⑤リースの契約書・軽減計算書（写し）を添付	取得後3年間	0

根拠規定		区 分	範 囲	適用期間	特例率※1
地方税法附則第六十四条	第1項	<p>中小事業者等が認定先端設備等導入計画に基づき取得した設備等</p> <p>令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得した場合（認定後の取得に限る）</p>	<p>中小事業者等が、中小企業等経営強化法（令和3年6月15日以前は生産性向上特別措置法）により、浜松市（産業振興課）の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、その認定後に新規取得した一定の設備（リース取引の場合も含む）。</p> <p>※取得価額要件 <u>構築物 120万円以上</u> （一の構築物の額）</p> <p>※導入計画の認定については、浜松市（産業振興課）のホームページをご参照ください。</p> <p>※①認定申請書及び別紙計画書（写し） ②計画の認定書（写し） ③工業会証明書（写し） 【工業会の証明書を認定後に提出した場合】 ④誓約書と誓約書の別紙（写し） 【リース契約の場合】 ⑤リースの契約書・軽減計算書（写し）を添付</p>	取得後3年間	0
		<p>中小事業者等が認定先端設備等導入計画に基づき取得した設備等</p> <p>令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した場合（認定後の取得に限る）</p>	<p>中小事業者等が中小企業等経営強化法により、浜松市（産業振興課）の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、その認定後に新規取得した一定の設備（リース取引の場合も含む）。</p> <p>※資産の種類別の取得価額要件 <u>機械及び装置 160万円以上</u> <u>測定工具及び検査工具 30万円以上</u> <u>器具備品 30万円以上</u> <u>建物附属設備 60万円以上</u> （一台又は一基或は一の建物附属設備の額） 詳しくは、浜松市（産業振興課）のホームページをご参照ください。</p> <p>※添付書類 ①認定申請書および別紙計画書（写し） ②計画の認定書（写し） ③認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書（写し） 【賃上げ方針を表明している場合】 ④従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類（写し）を追加 【リース契約の場合】 ⑤リースの契約書・軽減計算書（写し）を追加</p>	<p>取得後3年間 （賃上げ表明なし）</p> <p>取得後5年間 （賃上げ表明あり、令和5年4月1日から令和6年3月31日に取得）</p> <p>取得後4年間 （賃上げ表明あり、令和6年4月1日から令和7年3月31日に取得）</p>	<p>1/2</p> <p>1/3</p>
地方税法附則第十五条	第45項				

以上は、令和5年7月1日現在の規定によるものであり、税制改正により変更となる場合があります。

※1 元の課税標準額×特例率＝特例適用後の課税標準額

4. 少額減価償却資産の申告には注意が必要です

平成15年度の税制改正により「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度（国税）」が創設されましたが、固定資産税（償却資産）の課税対象になりますので申告に含めてください。

	取得価額		
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	10万円以上 30万円未満
国税（法人税・所得税）	使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のものは、一時に損金（必要な経費）に算入できる。 ※1	一括して3年間で損金（必要な経費）に算入できる。 →「一括償却」という。 ※1・※2	特例制度の適用を受けた資産は全額損金（必要な経費）に算入できる。 →「即時償却」という。 ※2
償却資産（固定資産税）	一時に損金（必要な経費）に算入されたものは課税対象としない。	一括償却の対象とされたものは課税対象としない。	即時償却されたものであっても課税対象となる。 （要申告）

※1一時損金（必要な経費）算入及び一括償却資産の3年償却における対象資産については、令和4年4月1日以後に取得した貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供するものは除外されました。

※2「10万円以上20万円未満の減価償却資産」で、「即時償却」された資産は固定資産税の課税対象となりますが、「一括償却」された資産は固定資産税の課税対象となりません。

(参考) 国税の取扱いとの主な違い

国税（法人税・所得税）と市町村税（固定資産税（償却資産））は、下表のとおり取扱いが異なります。

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	市町村税の取扱い (固定資産税（償却資産）)
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)	原則、旧定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	制度あり	制度なし
特別償却・割増償却 即時償却の制度	制度あり	制度なし
増加償却の制度	制度あり	制度あり
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5

5. 納税義務者の皆様へのお知らせ

5-1 申告内容の誤りを見つけたらすぐに修正申告を

申告内容の間違い等がわかったときは、すぐに修正申告をしてください。

新たな申告書にて修正申告をするか、以前に提出した申告書の控えの写し(コピー)へ赤字修正したものをご提出ください。

電子申告(エルタックス申告)の場合は、備考欄に修正申告と明記し再度電子申告をしてください。

5-2 申告内容の確認調査へのご理解とご協力を

償却資産担当者が、申告内容の確認のために必要な書類や参考資料の提出を求めることや、資産にかかる調査のためお伺いすることがあります。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

5-3 申告もれ資産の課税について

今回申告した増加資産の中に、前年前に取得していた課税対象の資産があったときは、資産の取得年次に応じて、過去の年度の固定資産税の税額を計算し直し、差額をお支払いいただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

5-4 エルタックスで電子申告を

浜松市では、償却資産に係る固定資産税について、平成21年1月からインターネットを利用した電子申告システム「エルタックス」による申告を受付しています。エルタックスは、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

詳しくは、エルタックスホームページで

検索エンジン ▶ エルタックス ▶ 検索

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

- エルタックスのご利用に際してご不明な点等がある方は、エルタックスウェブサイトの「よくあるご質問」をご覧ください。

5-5 全国地方公共団体コードの変更について

令和6年1月1日から、全国地方公共団体コードが変わります。
区名・区域に変更のない天竜区のコードも変更となります。
浜松市のコード（221309）は変更がありません。

令和5年12月31日まで

区分	コード
浜松市	221309
中区	221317
東区	221325
西区	221333
南区	221341
北区	221350
浜北区	221368
天竜区	221376



令和6年1月1日から

区分	コード
浜松市	221309（変更なし）
中央区	221384
浜名区	221392
天竜区	221406

6. 提出書類等の記入例

① 償却資産申告書の記入例

令和 6 年 1 月 19 日 令和 6 年
 (あて先) 償却
 受付印 浜松市長 (中央区) 分

1. 住所
 プリントアウトされている内容に変更がありましたら線で抹消し、変更後の郵便番号、住所、方書を記入してください。
2. ふりがな
 必ずふりがなをふってください。
3. 氏名
 プリントアウトされている内容に変更がありましたら線で抹消し、修正してください。法人の場合は会社名の下に代表者名を記入してください。

- 前年前に取得したもの(イ)
 申告済みの資産の取得価額をプリントアウトしてあります。
- 前年中に減少したもの(ロ)
 前年中に減少した資産の取得価額の合計額(申告もれを含む。)を資産の種類別に記入してください。
- 前年中に取得したもの(ハ)
 前年中に取得した資産の取得価額の合計額(申告もれを含む。)を資産の種類別に記入してください。
- 計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
 (前年前に取得したもの(イ))-(前年中に減少したもの(ロ))+(前年中に取得したもの(ハ))によって算出した取得価額の合計を資産の種類別に記入してください。なお、はじめて申告される方はこの欄にのみ記入してください。

資産の種類	取得価額		
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)
1 構 築 物	13,391,000		1,810,000
2 機 械 及 び 装 置	26,240,000	2,340,000	4,950,000
3 船 舶			
4 航 空 機			
5 車 両 及 び 運 搬 具	1,769,000		
6 工 具、器 具 及 び 備 品	15,818,000	650,000	200,000
7 合 計	57,218,000	2,990,000	6,970,000

資産の種類	評価額(ホ)			決定価格(ヘ)
	イ	ロ	ハ	
1 構 築 物				
2 機 械 及 び 装 置				
3 船 舶				
4 航 空 機				
5 車 両 及 び 運 搬 具				
6 工 具、器 具 及 び 備 品				
7 合 計				

※印欄は電算処理による申告をする場合のみ記入する必要はありません。ただし、自社の電子計算機を利用し電算申告される方は記入してください。

食堂、理美容、パン製造、クリーニング、土木建築、不動産貸付、板金加工等くわしく記入してください。

個人事業主の方は個人番号(12桁)を、法人の方は法人番号(13桁)を、右詰めで記入してください。

該当するものを○で囲んでください。

中央区…08
浜名区…09
天竜区…10

年度 (提出用)
資産申告書 (償却資産課税台帳)

※ 所有者コード												区				
0 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9												0 8				
3	個人番号又は法人番号											8	短縮耐用年数の承認		有	無
4	事業種目 (資本金等の額)											9	増加償却の届出		有	無
楽器製造 (20百万円)											10	非課税該当資産		有	無	
5	事業開始年月											11	課税標準の特例		有	無
H 2年 4月											12	特別償却又は圧縮記帳		有	無	
6	この申告に 応答する者の 係及び氏名											13	税務会計上の償却方法		定率法・定額法	
経理 浜松花子 (電話 457-2157)											14	青色申告		有	無	
7	税理士等の 氏名															
元城税理士事務所 税務太郎 (電話 457-2161)																

第二十七号様式

※自社申告書を使用する場合、この申告書の添付と、所有者コードの転記をしてください。

この申告の内容について応答できる方の氏名、電話番号を記入してください。

申告手続きを税理士等に依頼されている場合は、事務所名、担当者名、電話番号を記入してください。

区内の資産の所在地全部を記入してください。

他から借り受けた償却資産の有無を記入してください。なお、借用資産がある場合は貸主の名称、住所等を記入してください。

資産の所在地の建物が自己所有か借家であるかを○で囲んでください。

資産の増減(異動)がない場合は2.増減なしを○で囲んでください。

廃業・解散・転出の場合は該当するものを○で囲み、年月日も記入してください。

頁	もの(ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	15 市(区)町村内 における事業所等 資産の所在地	
千円	十億	百万	千円	円
5,000			15,206,000	
11,000			28,851,000	
			1,769,000	
9,000			15,377,000	
5,000			61,203,000	

※ 課税標準額(ト)

千円	十億	百万	千円	円

16 借用資産 (有) 無) (株) 静浜リース コンピューター

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家

18 備考(添付書類等) 決算期 (6月)

該当する項目に○をつけてください。

① 資産増減あり 2. 増減なし 3. 該当資産なし

4. 廃業・解散・転出 (年 月 日)

5. 売却 (年 月 売却先)

6. その他(具体的に記入してください)

今後、すべての区の申告書と納税通知書を下記へ送付希望。
〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目1

納税通知書の送達先を住所地以外に指定する場合は、届出書の請求を電話等でご連絡いただくか、申告書の備考欄等へ記載をお願いします。なお、各区で他の固定資産税(土地・家屋)が課税されている場合、納税通知書につきましては、同一の送達先になります。償却資産申告書と納税通知書の送達先は、区毎にそれぞれ指定することができます。

② 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

前年中（令
および浜松市

（提出用）

令和 6 年度

種類別明細書（増加

① 所有者コード・区コード
償却資産申告書の右上に
印字してある所有者コード・
区コードを記入してください。

② 資産の種類
資産の種類は、1種から6
種までのものを記入してく
ださい。（申告の手引き1ペ
ージ参照）

③ 資産の名称等
漢字、数字、ひらがな、カタ
カナ、アルファベット等を使
用し、ていねいに記入して
ください。名称が同じもの
が続く場合でも「同上」
「〃」などとせず、それぞれの
名称を記入してください。

※		所有者コード							区	※			
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	08	3
行 番 号	※ 資産の 種類 ②	資産コード	資産の名称等 ③	数 量 ④	取得年月								
					年 号 ⑤	年	月						
01	1		休憩室間仕切り	1	5	05	07						
02	1		コンクリート駐車場	1	5	05	03						
03	2		切断機	1	5	03	05						
04	2		出力調整機	1	5	04	02						
05	2		ホイス	1	4	30	01						
06	2		調弦機	1	4	23	09						
07	6		パソコン	1	5	01	12						
08													
09													
10													
18													
19													
20													
小 計													

※注意※「年号」の欄は、令和→5、平成→4、昭和→3と記入してください。「増加事由」の欄は、1新

④ 数 量 文字は数字を使用し右づめで記入してください。

⑤ 取得年月 資産を実際に取得した年号、年月を右づめで記入してください。
（例）令和5年7月取得の場合（令和→5、平成→4、昭和→3）

50507

⑥ 取得価額 当該資産の取得価額を記入してください。

⑦ 耐用年数 法定耐用年数を記入してください。中古資産について、見積耐用年数による場合はその耐用年数を記入してください。

⑧ 増加事由 欄外の区分により該当する増加事由の番号を○で囲んでください。

和5年1月2日から令和6年1月1日)において新たに取得した資産、浜松市の他の区外から移動してきた資産、申告もれになっていた資産を記入してください。

資産・全資産用)

資産が所在する区	バッチ処理番号	担当者印	照合者印	行数
⑩ 中央区				
所有者名			1 枚のうち	
浜松アクトシティ(株)			1 枚目	

第二十六号様式別表一

取得価額 ⑥	耐用年数 ⑦	減価残存率 ⑧	価額	課税標準の特例		課税標準額	増加事由 ⑧	摘要 ⑨
				率	コード			
315,000	15	0.					① 2 ③ 4	
1,500,000	15	0.					① 2 ③ 4	
4,191,000	11	0.					1 2 ③ 4	R5.10 静岡市より
260,000	11	0.					① 2 ③ 4	申告もれ
300,000	11	0.					1 2 ③ 4	R5.2 天竜区より
200,000	11	0.					1 2 ③ 4	資産コード0001010139 一部減少より
209,000	04	0.					1 2 ③ 4	資産コード0001201627 取得価額訂正
		0.					1 2 ③ 4	
		0.					1 2 ③ 4	
		0.					1 2 ③ 4	
6,975,000							1 2 ③ 4	

記載する必要はありません
ただし、自社の電子計算機を利用し
電算申告される方は記載してください。

① 新品取得、② 中古品取得、③ 移動による受入れ、④ その他のいずれかに○印を付けてください。 浜松市

- ⑨ 摘要 次の場合はその旨記入してください。
- ・資産が非課税、特例、申告もれ等に該当する場合。
 - ・資産が家屋と判別がつかない場合。
 - ・増加事由3：移動による受入れの場合は移動元の場所と移動年月。
 - ・増加事由4：その他の場合は具体的な理由。
 - ・令和5年度償却資産種類別明細書の内容に誤りがある場合。
種類別明細書(増加資産・全資産用)に正しい内容を記入し、摘要欄に「資産コード0001201627 取得価額訂正」というように明示して種類別明細書(減少資産用)には誤って載せてある資産の資産コード、名称等を記入してください。
- ⑩ 資産が所在する区 資産が所在する区名を記入してください。

③ 種類別明細書（減少資産用）の記入例

前年前に取得した償却資
 他の区および、浜松市外
 なお、減少した資産につ
 にもとづいて資産の種類、

(提出用)

令和 6 年度

種類別明細書 (;

※ 所有者コード		区	※	
0123456789		08	1	

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額
					年 号	年	月	
01	2	0001010137	自動制御装置	1	4	20	10	
02	2	0001010139	調弦機	2	4	23	09	
03	2	0001010140	エアーコンプレッサー	1	4	22	04	
04	6	0001201584	エアコン	1	5	02	11	
05	6	0001201627	パソコン	1	5	01	12	
06								
07								
17								
18								
19								
20								
				小 計				

※注意※「年号」の欄は、令和→5、平成→4、昭和→3と記入してください。

令和5年度浜松市中央区償却資産種類別明細書 (令和5年1月1日現在の全資産)

連番	種類	資産番号	資産の名称	数量	取得年月		取得価額	耐用年数
					年号	年月		
1	2	0001010141	ネジコミジグ	1	H18.	7	250,000	11
減少資産→	2	0001010137	自動制御装置	1	H20.	10	1,160,000	11
3	2	0001010138	ホイスト	1	H20.	12	460,000	11
減少資産→	4	0001010140	エアーコンプレッサー	1	H22.	4	780,000	11
減少資産→	5	0001010139	調弦機	2	H23.	9	400,000	11

産のうち前年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日）において売却、滅失、浜松市へ移動などの事由で、資産が減少した場合に記入してください。
 いて、同封の償却資産種類別明細書（前年度までに申告された全資産が記載されています。）
 資産コードなどを記入してください。

減少資産用)

資産が所在した区	バッチ処理番号	担当者印	照合者印	行数
⑤ 中央区				
所有者名			1枚のうち	
浜松アクロシティ(株)			1枚目	

第二十六号様式別表二

得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要
			1売却 3移動 ③その他	2滅失 4その他 ④一部	
1160000	11	記載	1・2・3・4	①2	
400000	11	する	1・2・3・4	1・2	40万(数量2)のうち20万(数量1)減少
780000	11	必要	1・2・3・4	①2	R5.2 静岡市へ
350000	06	は	1・2・3・4	①2	R5.10 天竜区へ
300000	04	あり	1・2・3・4	①2	取得価額訂正
		ませ	1・2・3・4	1・2	
		ん	1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
2990000					

浜松市

- ① 所有者コード 償却資産申告書の右上に印字してある所有者コード・区コードを記入してください。
- ② 取得価額 減少した資産の取得価額を記入してください。
 なお、資産の一部が減少した場合においても、全部の取得価額を記入し、種類別明細書（増加資産・全資産用）には、残存している部分に対応する取得価額を記入してください。（記入例を参考にしてください。）
- ③ 減少の事由 該当する番号を○で囲んでください。（1売却・2滅失・3移動・4その他）
- ④ 減少の区分 該当する番号を○で囲んでください。（1全部・2一部）
- ⑤ 資産が所在した区 資産が所在した区名を記入してください。

7. 耐用年数表（参考）

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表（抜粋）

建物附属設備

構造用途	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房	冷暖房設備	13
	（冷凍機の出力22kw以下）	
通風	ボイラー	15
	その他のもの	15
昇降機設備	エレベーター	17
	エスカレーター	15
火災報知設備		8
エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12
アーケード	主として金属製のもの	15
	日よけ	8
店用簡易装備		3
可動	簡易なもの	3
	間仕切り	15
前掲	主として金属製のもの	18
	以外	10

構築物

広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
競技場用	ネット設備	15
運動場用	野球場・陸上競技場・ゴルフコースその他の	30
遊園地用	スポーツ場の排水その他の土工施設	
学校用	水泳プール	30
緑化施設	工場緑化施設	7
	庭園	その他の緑化施設及び庭園
舗装道路	コンクリート敷・ブロック敷・砂利敷	15
	舗装路面	10
	ビチューマルス敷	3
へい	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	30
	コンクリート・コンクリートブロック造	15
	れんが造	7
	石造	35
	土造	20
煙突	金属造	10
	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	35
	れんが造	7
	金属造	10

車両及び運搬具

自転車・リヤカー	2	
フォークリフト	4	
トロック	金属製のもの	5
	その他のもの	3

工具・器具・備品

構造用途	細目	耐用年数
測定検査工具		5
治具・取付工具		3
家具・電気機器・ガス機器及び家庭用品	事務机・椅子・キャビネット 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット 接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	陳列だな・陳列ケース 冷凍・冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具 接客業用のもの	5
	その他のもの	15
	主として金属製のもの	
	その他のもの	8
	ラジオ・テレビ・テープレコーダー その他の音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器 冷蔵庫・洗濯機・その他類似の	6
	電気機器・ガス機器	6
	氷冷蔵庫・冷蔵ストッカー （電気式のものを除く）	4
	カーテン・座ぶとん・寝具・丹前 その他類似の繊維製品	3
室内装飾品 主として金属製のもの	15	
その他のもの	8	
食事又はちゅう房用品 陶磁器製・ガラス製のもの	2	
その他のもの	5	
その他 主として金属製のもの	15	
その他のもの	8	
事務・通信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷・印書業用のもの	3
	その他のもの	5
	電子計算機（パソコン） （サーバー用のものを除く）	4
	その他のもの	5
	複写機・計算機・金銭登録機 タイムレコーダー・テレタイプライター ファクシミリ・その他の事務機器	5
インターホン・放送用設備	6	
電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備	6	
デジタルボタン電話設備	6	

構造用途	細目	耐用年数	
時計		10	
光学写真製作機器	カメラ・映写機・望遠鏡	5	
	焼付機・乾燥機・顕微鏡	8	
看板・広告器具	看板・ネオンサイン及び気球	3	
	マネキン人形及び模型	2	
	その他のもの 主として金属製のもの	10	
	その他のもの	5	
金庫	手さげ金庫	5	
	その他のもの	20	
理容又は美容機器		5	
医療機器	レントゲン・その他の電子装置使用機器 移動式・救急医療用・自動血液分析器 その他のもの	4 6	
	消毒殺菌用機器	4	
	手術機器	5	
	調剤機器	6	
	歯科診療用ユニット	7	
	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8	
	その他のもの 陶磁器製・ガラス製のもの 主として金属製のもの	3 10	
	その他のもの	5	
	娯楽スポーツ演劇	パチンコ器・ビンゴ器 その他類似の球戯用具・射的用具	2
		碁・将棋・麻雀	5
劇場用観客いす		3	
衣装・かつら・小道具・大道具		2	
漁具 葬儀用具 楽器 自動販売機 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの		3 3 5 5 5 10 5	

設備の種類及び細目	耐用年数
印刷業又は印刷関連業用設備 デジタル印刷システム設備	4 7
製本業用設備	7
新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信 その他の設備	3 10 10
石油製品又は石炭製品製造業用設備	7
プラスチック製品製造業用設備	8
ゴム製品製造業用設備	9
なめし革・なめし革製品又は毛皮製造業用設備	9
窯業又は土石製品製造業用設備	9
金属製品製造業用設備 金属被覆・彫刻業・打はく及び 金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	6 10
電気機械器具製造業用設備	7
情報通信機械器具製造業用設備	8
輸送用機械器具製造業用設備	9
農業用設備	7
林業用設備	5
漁業用設備	5
水産養殖業用設備	5
熱供給業用設備	17
水道業用設備	18
通信業用設備	9
放送業用設備	6
映像・音声・文字情報製作用設備	8
鉄道業用設備 自動改札装置 その他の設備	5 12
道路貨物運送業用設備	12
倉庫業用設備	12
運輸に附帯するサービス業用設備	10
飲食料品卸売業用設備	10
飲食料品小売業用設備	9
ガソリン・液化石油ガススタンド設備	8
宿泊業用設備	10
飲食店業用設備	8
洗濯業・理容業・美容業・浴場業用設備	13
その他の生活関連サービス業用設備	6
娯楽業用設備 映画館・劇場用設備 遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	11 7 13 17 8
自動車整備業用設備	15
その他のサービス業用設備	12
機械式駐車設備	10

別表第二 機械及び装置の耐用年数表（抜粋）

設備の種類及び細目	耐用年数
食料品製造業用設備	10
飲料・たばこ又は飼料製造業用設備	10
家具又は装備品製造業用設備	11
パルプ・紙又は紙加工品製造業用設備	12
太陽光発電設備	17

※不明な場合は税務署へ確認してください。

8. 個人番号・法人番号について

『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』により
申告書に個人番号・法人番号を記入するようになりました。
番号の記入をお願いいたします。

個人で事業をしている方は、12ケタの個人番号（いわゆるマイナンバー）を、
法人で事業をしている方は、13ケタの法人番号を、
申告書の「3 個人番号又は法人番号」欄に右づめでご記入ください。

個人で事業をされている方の申告書の提出時の注意

個人番号（マイナンバー）が記入された申告書の提出には、以下のものの提示や添付が求められます。
(法人番号が記入された申告書の提出には、以下のものの提示や添付は不要です。)

1 本人が申告書を提出するとき（窓口・郵送）

本人が申告書を提出するときは、①個人番号の確認（正しい番号か）②身元の確認（番号の正しい持ち主か）の2点を確認する必要があります。（郵送の場合は写しを同封）

①個人番号の確認のために	②身元の確認のために
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ・通知カード※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・運転免許証 ・旅券 ・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る） <li style="text-align: right;">等

2 代理人が申告書を提出するとき（窓口・郵送）

代理人が申告書を提出するときは、①代理権の確認②代理人の身元確認③本人の番号確認の3点を確認する必要があります。（郵送の場合は写しを同封）

①代理権の確認のために	②代理人の身元確認のために	③本人の番号確認のために
法定代理人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本その他その資格を証明する書類 法定代理人以外の者の場合（法人含む） <ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ・税務代理権限証明書 <li style="text-align: right;">等 	代理人が個人である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・代理人の個人番号カード ・代理人の運転免許証 ・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る） ・旅券 <li style="text-align: right;">等 代理人が法人である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書及び法人社員証等 ・印鑑登録証明書及び法人社員証等 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の個人番号カード又はその写し ・個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書又はその写し ・本人の通知カード※又はその写し

3 エルタックスで申告するとき（電子申告）

エルタックスで申告するときは、確認書類の添付は必要ありません。

※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

2024(令和6)年1月1日、行政区が7区から3区に移行します。

●再編後のサービスの提供拠点について●

①区役所・行政センター

区役所は3つとなります。区役所とならない旧区役所庁舎(東・西・南・北区役所)は「行政センター」となりますが、区役所と同じサービスを提供します。

2023(令和5)年12月31日まで		2024(令和6)年1月1日から		
名称		名称	新区名	場所
庁舎	中区役所	中央区役所	中央区	変更なし
	東区役所	東行政センター		
	西区役所	西行政センター		
	南区役所	南行政センター		
	浜北区役所	浜名区役所	浜名区	
	北区役所	北行政センター	天竜区	
	天竜区役所	天竜区役所		

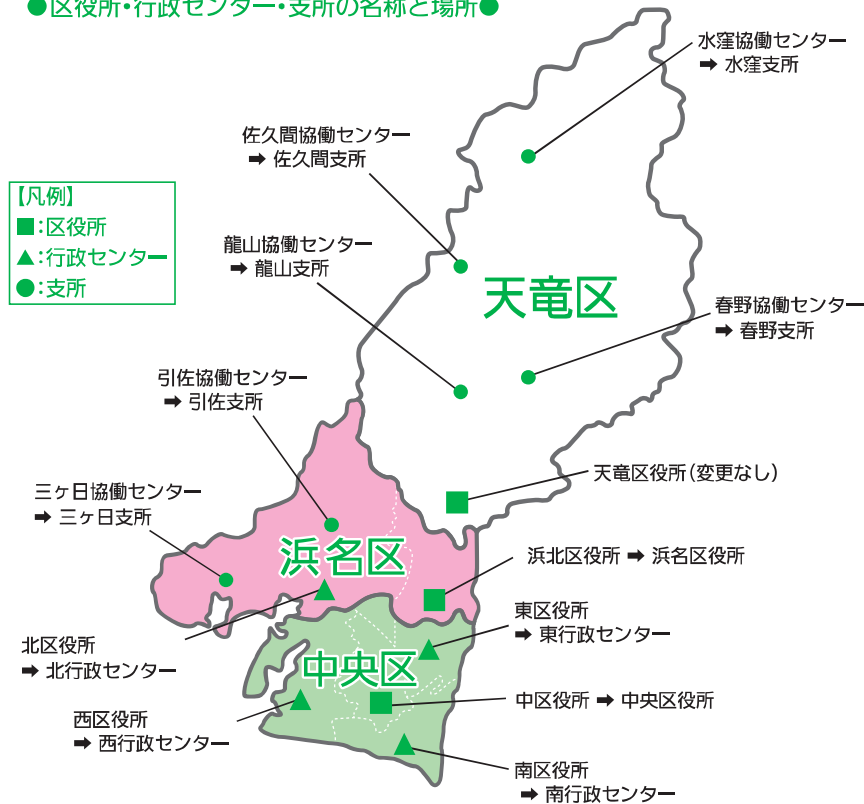
②支所、協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンター

一部の協働センター(合併前の旧町村役場)を「支所」に改称します。提供するサービスは現在と変わりません。

2023(令和5)年12月31日まで		2024(令和6)年1月1日から	
名称		名称	場所
協働センター	舞阪、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山	〇〇支所	変更なし
	上記以外	変更なし※	
ふれあいセンター	変更なし		
市民サービスセンター	変更なし		

※天竜区の二俣協働センターは、二俣ふれあいセンターに改称します

●区役所・行政センター・支所の名称と場所●



持参の場合の提出先・問い合わせ先

場 所：浜松市元目分庁舎 3階
 担当課：資産税課 償却資産グループ
 電 話：053-457-2156（直通）

郵送の場合のあて先（下にあて先用のラベルがあります）

住 所：〒430-0948
 浜松市中央区元目町 120 番地の 1
 あて先：浜松市役所 資産税課 償却資産グループ



償却資産の課税事務は、資産税課償却資産グループが全区一括して担当しています。
 申告書を持参いただければ、下記の市役所、区役所、行政センターおよび支所でも受け付けますが（他区の申告書も受付します）、申告書の具体的な内容にはお答えできません。
 お問い合わせは資産税課償却資産グループをお願いします。

区	受 付
中央区	市役所本庁舎 税務総務課
	東行政センター 証明・届出担当
	西行政センター 証明・届出担当
	南行政センター 証明グループ
浜名区	浜名区役所 区民生活課
	北行政センター 資産税課 北税務グループ
	引佐支所
	三ヶ日支所
天竜区	天竜区役所 資産税課 天竜税務グループ
	春野支所
	佐久間支所
	水窪支所
	龍山支所

↓ この部分を切り取り、ご用意いただいた申告書郵送封筒へ貼付してご利用ください。

〒430-0948
 浜松市中央区元目町 120 番地の 1
 浜松市役所 資産税課
 償却資産グループ 行

